

障害のあるこどもに係る公的給付の所得制限の撤廃のために早急に講ずべき措置に関する法律案要綱

## 第一 趣旨

この法律は、障害のあるこどもの養育に係る経済的な負担に鑑み、こどもに係る公的給付の所得制限の撤廃等に係る施策の推進に関する法律第三条の基本理念の趣旨を踏まえ、障害のあるこどもに係る公的給付の所得制限の撤廃のために早急に講ずべき措置について定めるものとする。 (第一条関係)

## 第二 定義

この法律において「障害のあるこどもに係る公的給付の所得制限の撤廃」とは、次に掲げる給付について、こどもの家庭の所得の状況によって、不支給となり、又は支給額に差異が生ずることのないようにすることをいうこと。

- ① 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の特別児童扶養手当
- ② 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の障害児福祉手当
- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の障害児に係る補装具費
- ④ 児童福祉法の放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費等

⑤ 特別支援学校への就学奨励に関する法律により支給する経費（現物をもって支給する場合を含む。）

（第二条関係）

### 第三 法制上の措置

政府は、この法律の施行後六月以内に、障害のあることにも係る公的給付の所得制限の撤廃のために必要な法制上の措置を講ずるものとする。

（第三条関係）

### 第四 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

（附則関係）